

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

＜保険業法施行規則第八十条及び第一百五十八条の規定に基づき、金融庁長官が定める基準を定める件
(平成十二年金融監督庁・大蔵省告示第二十二号)の一部を改正する件＞

| No | コメントの概要 | 金融庁の考え方 |
|----|---|-----------|
| 1 | <p>基礎率を同じくする契約区分の中に、たとえば第一号保険契約と第一号保険契約以外の契約の両方があり、両契約の資産区分が同じ場合、金利シナリオについては、以下の取扱いも認められるとの理解で良いか。</p> <p>イ. 契約区分全体について、契約量が大きい保険契約に適用する金利シナリオを用いること</p> <p>ロ. 契約量の明らかな大小が認められない場合、契約区分全体について、当該契約区分に含まれる保険契約に適用される最も低い金利シナリオを用いること</p> | 貴見のとおりです。 |